

青森県SDGs取組宣言登録制度 Q & A

【青森県SDGs取組宣言登録制度について】

Q 1 青森県 SDGs取組宣言登録制度とは、どのような制度ですか。

A 1 本制度は、SDGsのゴールの達成に向けて取り組む青森県内の法人等を県が青森県SDGs取組宣言事業者として登録し、法人等の具体的な取組を「見える化」するものです。これにより、SDGsに積極的に取り組む法人等の増加を後押しすることを目的としています。

Q 2 登録された場合のメリットはありますか。

A 2 SDGsの達成に向けて取り組む事業者等として、県のホームページ等で登録事業者の名称やその取組をPRします。登録事業者は、オリジナルロゴマークを会社のホームページや名刺などに使用できるほか、青森県特別保証融資制度「『選ばれる青森』への挑戦資金」を利用した場合、信用保証料の一部が補助されます。

Q 3 SDGs取組宣言が登録されると、SDGs達成に向けた取組等をしていることの証明になりますか。

A 3 本制度は、SDGs達成に向けた取組宣言を登録するもので、その取組等をしていることを証明したり社会的に保証したりするものではありません。

Q 4 提供するサービスや商品に対して県からのSDGsの証明が与えられたものと認識してよいですか。

A 4 本制度は、サービスや商品について何らかの証明をしたり社会的に保証したりするものではありません。

【申請・登録について】

Q 5 申請に必要な書類は何ですか。また、どこで手に入りますか。

A 5 申請は「青森県電子申請・届出システム」への入力のみで受付しております。詳しくは県のホームページをご覧ください。

Q 6 「青森県電子申請・届出システム」の使い方がよくわかりません。

A 6 青森県企画政策部企画調整課までお問い合わせください。

Q 7 メール、郵送、F A X、持参等による申請も認められますか。

A 7 「青森県電子申請・届出システム」のみで申請を受け付けています。メール、郵送、F A X、持参等による申請は受理できません。

Q 8 SDGs取組宣言の登録を機に SDGs の取組を始めようと考えていますが（申請時点では具体的な取組は実施していませんが）、申請できますか。

A 8 SDGs取組宣言が登録されるためには、原則として申請時点で既にSDGsの取組を実施している、または、実施することが確実であることが望ましいです。そのため、申請書には具体的なSDGsの取組を記載していただきます。今後実施する予定の取組に関する記載内容については、Q26を参考にしてください。

Q 9 自治会などの任意団体や個人での申請は可能ですか。

A 9 自治会などの任意団体の申請は可能ですが、個人（個人事業主を除く。）では申請・登録できません。例えば、「〇〇自治会」などで申請してください。

Q 10 県内に支店や営業所等の事業所を有していませんが、県内企業等との取引がある場合や、短期のうちに県内に事業所を設立する予定がある場合、申請できますか。

A 10 申請できません。

Q 11 県内に複数の支店や営業所等の事業所がある場合、各事業所が申請するのですか。それとも、いずれかの事業所が代表して申請するのですか。

A 11 本制度は、法人等单位での宣言として申請を受け付けています。支店や営業所が複数ある場合であっても、法人等单位で、代表となる事業所等が代表して申請し、全ての事業所等において統一的な取組を進めてください。

Q 12 県外に本社があり、県内に支店や営業所等の事業所がある場合、どのように申請すればよいですか。

A 12 本制度の対象は、県内に事業所等を有し、かつ、県内で事業活動を行う法人等であることから、申請は県内の事業所等が行ってください。そのため、申請書における申請者の項目には、県内事業所等の支社名等（株式会社〇〇青森工場など）や所在地を入力してください。一方、登録者については、Q11のとおり、法人等单位で受け付けるので、本社等の所在地、名称、代表者を入力してください。

Q 13 県内に常駐する従業員がいなくても、申請できますか。

A 13 申請できません。

Q 14 申請にあたり、手数料や登録料などの費用はかかりますか。

A 14 手数料や登録料等はありません。なお、「青森県電子申請・届出システム」に係る通信費用等は申請者の負担となります。

Q 15 申請から登録までの流れを教えてください。

A 15 申請後、県で内容の確認作業を行います。申請に不備等がない場合、申請があった事業者等を一定期間（概ね3か月ごと）に一括して登録しますので、申請時期によっては、申請から登録まで数か月かかる場合もあります（例：10月～12月申請分→1月に一括登録等）。登録完了後、登録証とオリジナルロゴマークを交付します。なお、申請内容について、必要に応じて県から確認や修正等のためのメールアドレスや電話番号にお問い合わせすることがあります。

Q 16 申請書についてはどの程度審査がありますか。

A 16 必要事項がすべて記載されているかどうか等を書面審査します。

Q 17 申請したら必ず登録されますか。

A 17 登録要件を充たさない場合や、申請書類に不備があり、それが修正されない場合は、登録されません。

Q 18 登録となったかどうかは何で確認できますか。

A 18 県のホームページで登録事業者を公開します。

Q 19 登録となった場合、連絡等はあるのですか。

A 19 登録となった申請者に対し、メール等で連絡します。その際、申請書に記載されているメールアドレスに送信します。

Q 20 登録証は何部発行されますか。

A 20 1法人等に対して、1部のみとなります。営業所、支社、工場等の事業所が2つ以上ある場合であっても、1部のみとなります。

Q 21 登録期間は「登録の日から3年を経過する日が属する年度の末日まで」とありますが、更新の際にはどのような書類が必要となりますか。

A 21 更新の際は、登録申請の時と同様の書類を提出いただく予定ですが、様式等が変更になる可能性がありますので、県のホームページを確認のうえ更新申請をお願いします。

【様式について】

<（様式第1号）青森県SDGs取組宣言登録申請書>

Q 22 県税の滞納がないこと証明する書類として納税証明書は必要ですか。

A 22 証明書の提出は不要としています。ただし、県税の滞納を含め、申請内容に虚偽があった場合は、登録を取り消します。

<（様式第2号）青森県SDGs取組宣言書>

Q 23 「取組内容」「達成を狙うゴールの番号」「達成を狙うターゲットの番号」は何を意味しているのですか。

A 23 取組内容が、SDGsの17のゴール及び169のターゲットのどの項目の達成に貢献するかを明らかにすることで、SDGsのゴールの達成に向けた取組として宣言していただくものです。各々が、その取組の目指すSDGsのゴールとターゲットを意識し、取り組んでいただきたいと思います。

Q 24 本制度に申請するためには、SDGsの取組レベルはどういったものでもよいですか。

A 24 その取組レベルについて審査するものではありません。

Q 25 本制度に申請するためには、CSRの取組でもよいですか。

A 25 CSRの取組だけでは要件になりません。各企業が達成を目指すSDGsのゴール及びターゲットに対する取組をしているかを明確に示してください。

Q 26 「取組内容」には、申請時点において取り組んでいないものの、これから取り組もうとしている内容を記載してもよいですか。

A 26 取組予定の内容及び取組予定時期を記載し、取組予定時期の冒頭に【予定】と記載してください。

Q 27 SDGsのゴールは意識していますが、ターゲットまでは深く理解していません。それでも、ターゲットを記載しなければいけないでしょうか。

A 27 SDGsのゴールとターゲットを示したうえで取組宣言を行うため、自らが達成を目指すゴールに関連するターゲットについても記載してください。

Q 28 17のゴールと169のターゲットの詳細については、何を参考にすればよいですか。

A 28 国連広報センターのホームページに掲載している「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（日本語：外務省仮訳）を参考にしてください。

Q 29 4つ以上の取組を記載できますか。

A 29 登録する取組は最大3つまでとします。また、「青森県電子申請・届出システム」では、一つの欄に入力できる最大文字数は256文字となっていますので、簡潔な記載にご協力ください。

<その他>

Q 30 その他知事が必要と認める書類とは何を指しますか。

A 30 様式第1号 青森県SDGs取組宣言登録申請書、様式第2号 青森県SDGs取組宣言書で、内容が分からない場合等にこちらからご連絡の上、追加で書類を提出いただく場合があります。

【その他】

Q 31 「青森県SDGs取組宣言登録制度」に登録されていませんが、オリジナルロゴマークを使用することはできますか。

A 31 できません。オリジナルロゴマークは、「青森県SDGs取組宣言登録制度」に登録された事業者のみ使用することができます。

Q 32 国連のロゴマークは使用してよいですか。

A 32 国連が定めるカラーホイールを含むSDGsロゴと17のアイコンについては、本登録制度にかかわらず、国連広報センターに掲載されている「カラーホイールを含むSDGsロゴと17のアイコン・使用ガイドライン」に従い、使用してください。

Q 33 交付された登録証は、社内で掲示したり、自社のWebサイトで公開してもよいですか。

A 33 SDGsの取組を県内全域に広げるため、積極的に社内での掲示や各社のWebサイトでの公開等を行っていただきますようお願いいたします。ただし、登録証の加工等を行わないでください。